

令和7年度七戸町地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 七戸町は、まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生七戸町総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の七戸町内への移住を伴う県内就職を支援するため、青森県と共同して行うあおもり移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学又は大学院を卒業・修了して、七戸町に移住する者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとし、その交付については、あおもり移住支援事業実施要領（以下、県実施要領という。）、七戸町補助金等の交付に関する規則（平成17年3月31日規則第42号）、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金の金額は、東京圏から青森県までの交通費の2分の1の額（上限17,000円）及び東京圏からの移転費（上限108,000円）とする。

(交付回数)

第3条 交付対象者1人につき一回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 申請時において、次の（1）及び（2）の要件を満たす申請者を対象とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）の要件を満たすこと。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
- ② 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 七戸町に移住したこと。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、青森県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- ② 申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る費用（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- ③ 七戸町に申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在

学中に就職活動等に係る費用（交通費）を申請する場合は、卒業後に青森県内に所在する企業等に就職し、七戸町に移住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人であること、又は外国人であつて、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他青森県又は七戸町が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２）就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

（ア）就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が青森県内に所在する企業等に大学又は大学院を卒業・修了してから１年以内に就職していること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- ⑤ 就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

（イ）就業条件等に関する要件

次掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ② 当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（交付の申請）

第 5 条 地方就職支援金の交付申請者は、令和 8 年 1 月 16 日までに、地方就職支援金交付申請書（様式 1）にそれぞれ次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （１）写真付き身分証明書の写し
- （２）内定先企業による証明書（様式 2）
- （３）在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの）
- （４）交通費の領収書
- （５）移住元の住所を確認できる資料
- （６）その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは交付の決定をし、速やかに地方就職支援金交付決定通知書（様式3）により、当該申請者に通知する。

審査の結果、地方就職支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における地方就職支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の請求)

第7条 前項の規定による交付の決定を受けた者が地方就職支援金の交付を受けようとするときは、すみやかに地方就職支援金請求書（様式4）を町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第8条 地方就職支援金の交付の決定を受けた者は、以後5年間において毎年度、就業・居住状況報告書（様式5）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が提出を不要と認めたときはこの限りではない。

2 青森県及び七戸町は、青森県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、青森県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。

また、町長は返還を請求するときは、青森県へ報告書を提出することとする。

ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして青森県及び七戸町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

(イ) 申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合。

(ウ) 申請日から1年以内に七戸町に転入しなかった場合。（ただし、申請時に既に七戸町に住民票がある場合を除く。）

(エ) 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合。（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く。）

(オ) 転入日から3年未満に七戸町から転出した場合。

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に七戸町から転出した場合。

(返還の免除)

第10条 地方就職支援金の交付の決定を受けた者は、前項に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、地方就職支援金返還免除申請書（様式6）及び返還免除理由を証する書類により町長に返還

の免除を申請できるものとする。

- 2 町長は、地方就職支援金返還免除申請があったときは、返還免除の可否について地方就職支援金返還免除協議書により青森県へ協議するものとする。
- 3 町長は、青森県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を地方就職支援金返還承認通知書（様式7）又は地方就職支援金返還免除不承認通知書（様式8）により当該申請者に通知するものとする。

（情報共有）

第11条 七戸町は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金交付者の就職先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに青森県に共有することとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、青森県と七戸町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。